

「アグリドリームローン」

【商品概要説明書】

(平成 18 年 10 月 1 日現在適用中)

1. 商品名	アグリドリームローン(極度貸付)
2. ご利用いただける方	<p>次のすべての基準を満たす組合員(個人・法人・任意団体)とする。</p> <p>(1)農業経営改善促進資金の借入者及び営農・購買・畜産等貸越契約ならびに営農ローン取引を行っていない組合員。</p> <p>ただし、営農・購買・畜産等貸越契約ならびに営農ローンから本ローンへの切替をする組合員は対象者としてすることができる。</p> <p>なお、組合員のうち個人にあつては、次の から すべての基準を満たす者とする。満年齢 20 歳以上のもの。かつ、最終弁済期日到来時の満年齢が 75 歳未満であること。</p> <p>地域内に 1 年以上居住している者。または、自己住宅(含家族名義)を所有している者。</p> <p>本人の前年度税込年収(所得)が 100 万円以上ある者。</p> <p>個人信用情報機関の情報において次の情報がない者。</p> <p>ア．組合が加盟する個人信用情報機関(KSC)の信用情報において事故情報がないこと。</p> <p>イ．宮城県農業信用基金協会(以下「協会」という。)から送付される信用照会回答票の回答コードが「C」ではないこと。</p> <p>(2)組合を通じて農産物を販売している組合員。</p> <p>ただし、農業担い手として新規に設立された法人・任意団体(特定農業団体及び一定の要件を満たす集落営農組織含む)(以下「担い手組織」という)は、組合を通じての農産物販売が見込まれること。</p> <p>(3)組合との間に継続かつ安定した取引があり、信用状況に不安がない者。</p> <p>ただし、新設の担い手組織は、組合との間に継続かつ安定した取引が見込まれること。</p> <p>(4)協会の求償債務者でないこと。</p>
3. ご融資対象資金	組合員の営農等に必要な資金とする。ただし、負債整理資金及び農業以外の事業資金は除く。
4. ご融資限度額	1,500 万円以内(きざみ幅は 10 万円とする)で前年度の組合への農産物販売代金の範囲内とする。ただし、新設の担い手組織にあつては、農産物販売計画額の 80% 以内とする。
5. ご融資期間	<p>1 年とする。ただし、貸付者からの解約の意思表示がなく、組合がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。</p> <p>なお、貸付者が個人にあつては、満年齢 75 歳以後の契約更新は行わない。</p>
6. ご融資利率	年 4.88%(保証料 0.60%を含む)
7. 保証および担保	宮城県農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です(担保及び保証人の徴求は、協会が別に定める「保証人・担保等徴求基準」による)。
8. 貸越方法等	<p>(1)アグリドリームローン取引約定に基づく当座貸越は、指定普通貯金口座(以下「指定口座」という)に貯金残高がない場合に行うものとする。</p> <p>(2)当座貸越金の支払方法は、原則として次の方法による。</p> <p>ア．所定の払戻請求書と通帳の提示を受けて窓口で支払う方法。</p> <p>イ．組合から購入した農業生産資材代金等を口座振替する方法。</p>
9. ご返済方法	指定口座に入金された農産物販売代金その他の資金は、貸越金残高に達するまで自動的に返済に充当する。
10. 利息・保証料の徴収	<p>アグリドリームローン取引による貸越金の利息及び保証料は、指定口座からの引落しまたは貸越元金に組み入れする方法により、毎年 2 月と 8 月の貯金利息決済日に徴収する。</p> <p>なお、保証料の徴収方法については、上記によるほか協会が定める保証料取扱規定及びオンライン事務手続(貸出偏 13. 基金協会保証)の定めによる。</p>
11. その他	この要領に定めのない事項については、組合の諸規程等により取扱うものとする。